

令和 7 年第 3 回江差町議会臨時会資料

資料 1 : 珠洲市災害支援寄附代理受入事業の概要

【承認第 1 号・議案第 1 号関係】

… P 1

資料 2 : 江差町税条例の一部改正の概要及び新旧対照表【承認第 3 号関係】

… P 3

資料 3 : コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）概要

【議案第 1 号関係】

… P 2 7

資料 4 : 令和 7 年度防災情報伝達システム整備委託業務見積合せ状況調書

【議案第 2 号関係】

… P 2 9

珠洲市災害支援寄附代理受入事業

1. 事業概要

令和6年1月1日に発生した能登半島地震及び令和6年9月21日から同月23日にかけて発生した能登半島豪雨により甚大な被害を受けた石川県珠洲市に対して、当町ではふるさと納税の災害支援に係る代理寄附を令和6年1月10日から実施しており、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの寄附金額が確定したことから、珠洲市へ振り込むため増額補正を行うもの。

2. 令和6年度寄附額

寄附額：5,583千円

内訳) 能登半島地震 2,474千円 (受入期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

能登半島豪雨 3,109千円 (受入期間：令和6年9月26日～令和7年3月31日)

3. 補正額

(1) 令和6年度 (令和7年3月31日専決処分)

①補正予算要求額 5,677千円

財源の内訳) ふるさと応援寄附金 (災害支援分)：5,583千円

一般財源：94千円

②科目：委託料 (寄附受領証明書発送サービス委託料)：94千円

積立金 (ふるさと応援基金積立)：5,583千円

(2) 令和7年度 (今回補正)

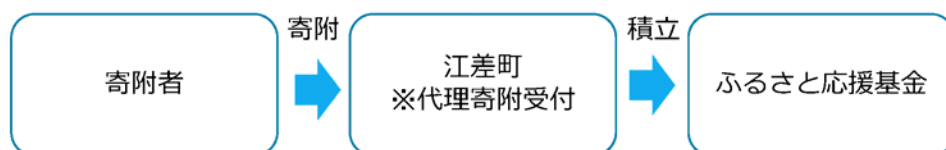
①補正予算要求額 5,583千円

財源の内訳) 全額、ふるさと応援基金繰入金

②科目：寄附金 (珠洲市災害支援寄附金)

4. 寄附金振込の流れ

令和6年度



令和7年度



江差町税条例の一部改正の概要

条 例	改正の概要	施行日
第 18 条 【公示送達】	○ 省令改正にあわせて改正（法第 20 条の 2②、規則第 1 条の 8①） ※ 公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正	地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日施行
第 18 条の 3 【納税証明事項】	○ 規定の整備（規則第 1 条の 9） ※ 第 18 条の改正に伴う規定の整備	
第 34 条の 2 【所得控除】	○ 法律改正にあわせて改正（法第 314 条の 2⑧） ※ 控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加	令和 8 年 1 月 1 日施行
第 36 条の 2 第 1 項 【町民税の申告】	○ 法律改正にあわせて改正（法第 317 条の 2①） ※ 特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備	
第 36 条の 2 第 9 項 【町民税の申告】	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正（法第 321 条の 8①） ※ 項ズレの反映	令和 7 年 4 月 1 日施行
第 36 条の 3 の 2 第 1 項 【町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】	○ 法律改正にあわせて改正（法第 317 条の 3 の 2①） ※ 記載事項について、特定親族を追加	令和 8 年 1 月 1 日施行
第 36 条の 3 の 3 第 1 項 【町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書】	○ 法律改正にあわせて改正（法第 317 条の 3 の 3①） ※ 特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備	
第 63 条の 2	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正（法第 352 条） ※ 項ズレの反映	令和 7 年 4 月 1 日施行
第 82 条 【種別割の税率】	○ 法律改正にあわせて改正（法第 463 条の 15①） ※ 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正	
第 89 条第 2 項 【種別割の減免】	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正（法第 463 条の 23） ※ 項ズレの反映 ○ 法律改正にあわせて改正（法第 463 条の 23） ※ 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備	
第 90 条第 2 項及び第 3 項 【身体障害者等に対する種別割の減免】	○ 道路交通法の改正に伴う改正（法第 463 条の 23） ※ マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備	
第 139 条の 3 第 2 項	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正（法第 605 条の 2） ※ 項ズレの反映	
第 149 条	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正 ※ 項ズレの反映	
附則第 10 条の 2 【法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合】	○ 法律改正にあわせて改正（法附則第 15 条） ※ 項ズレの反映	
附則第 10 条の 3 【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】	○ 法律改正にあわせて新設（法附則第 15 条の 9 の 3） ※ 特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設 ○ 条例（例）の項ズレによる改正	
附則第 10 条の 4 【平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】	○ 法律改正にあわせて改正（法附則第 16 条の 2） ※ 規定の削除	
附則第 10 条の 5 【平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】	○ 法律改正にあわせて改正（法附則第 16 条の 3） ※ 規定の削除	
附則第 10 条の 6 【令和 2 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】	○ 法律改正にあわせて改正（法附則第 16 条の 4） ※ 条ズレの反映等	
附則第 16 条の 2 の 2 【加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例】	○ 法律改正にあわせて新設（法附則第 30 条の 3、令附則第 15 条の 2 の 6 及び附則第 15 条の 2 の 7） ※ 加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例	令和 8 年 4 月 1 日施行

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
(公示送達) 第 1 8 条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を町公告式条例（昭和 3 0 年江差町条例第 2 号）第 2 条第 2 項に規定する揭示場に揭示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする。</u> (納税証明事項) 第 1 8 条の 3 <u>施行規則</u> 第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除) 第 3 4 条の 2 所得割の納税義務者が、法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 1 項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、小規模企業共済等掛	(公示送達) 第 1 8 条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、<u>町公告式条例（昭和 3 0 年江差町条例第 2 号）によるものとする</u> (納税証明事項) 第 1 8 条の 3 <u>地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u> (所得控除) 第 3 4 条の 2 所得割の納税義務者が、法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 1 項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、小規模企業共済等掛

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
金控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2, 500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額を、それぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額	金控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は<u>扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2, 500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額を、それぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除配偶者に該当しないものに係るものを除く。)<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額</u>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
(特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。） <u>（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u> 2～8 （略） 9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該、該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））、当該該当することとなつた日、その他必要な事項を申告させることができる。	の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～8 （略） 9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該、該当することとなつた日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））、当該該当することとなつた日、その他必要な事項を申告させることができる。

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1) ・ (2) (略) (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) (略) 2～6 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。	(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1) ・ (2) (略) (3) 扶養親族_____の氏名 (4) (略) 2～6 (略) (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 (1) ・ (2) (略) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略) (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が、毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記	以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。) を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。 (1) ・ (2) (略) (3) 扶養親族 の氏名 (4) (略) 2～5 (略) (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が、毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
載した申出書を町長に提出して行なわなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) ～ (4) (略) 2 (略) (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウ</u>に掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円	載した申出書を町長に提出して行なわなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) ～ (4) (略) 2 (略) (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は _____ 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
ウ <u>2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円 エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)・(3) (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。 (1) (略)	(新設) ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は<u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの</u> 年額 2,400円 エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)・(3) (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限(前7日)までに、当該軽自動車等について、減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。 (1) (略)

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3) ・ (4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力（第8条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、<u>原動機の総排気量及び最高出力</u>） (6) ～ (8) (略) 3 (略) （身体障害者等に対する種別割の減免） 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限（前7日）までに町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付	(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3) ・ (4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力
(6) ～ (8) (略) 3 (略) （身体障害者等に対する種別割の減免） 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限（前7日）までに町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付	(6) ～ (8) (略) 3 (略) （身体障害者等に対する種別割の減免） 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限（前7日）までに町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等</u>（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の<u>運転免許証</u>（以下この項において「<u>運転免許証</u>」という。）又はこれらの者の<u>特定免許情報</u>（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された<u>免許情報記録個人番号カード</u>（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1) ～ (4) (略) (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する<u>免許情報記録</u>（以下この号において「<u>免許情報記録</u>」という。）の番号、<u>運転免許の年月日</u>、<u>運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件</u> (6) (略)	された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等</u>（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の<u>運転免許証</u>（以下この項において「<u>運転免許証</u>」という。）を提示 するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1) ～ (4) (略) (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び 有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件 (6) (略)

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
第149条 鉱泉浴場を営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申し出なければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2) ・ (3) (略) 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～22 (略) 23 法附則第15条第36項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。 24 法附則第15条第37項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。 25 法附則第15条第40項に規定する町の条例で定める割合は3分	第149条 鉱泉浴場を営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申し出なければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2) ・ (3) (略) 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～22 (略) 23 法附則第15条第37項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。 24 法附則第15条第38項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。 25 法附則第15条第41項に規定する町の条例で定める割合は3分

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
の 1 とする。 <u>2 6</u> 法附則第 1 5 条第 4 1 項に規定する町の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。 <u>2 7</u> (略) <u>2 8</u> (略)	の 1 とする。 (新設)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 1 0 条の 3 (略) 2 ～ 1 3 (略)	<u>2 6</u> (略) <u>2 7</u> (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 1 0 条の 3 (略) 2 ～ 1 3 (略) (新設)
<u>1 4</u> 町長は、法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 1 2 年法律第 1 4 9 号) 第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 1 7 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。	
<u>1 5</u> (略) <u>1 6</u> (略)	<u>1 4</u> (略) <u>1 5</u> (略)

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>第10条の4及び第10条の5</u> <u>削除</u>	(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第10条の4</u> <u>法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合は、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u> (2) <u>法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u> (3) <u>当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される</u>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
	<u>場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用する</u>ことができない理由 <u>(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> <u>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u> <u>3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</u> <u>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> <u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u> <u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> <u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各</u>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
	特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る特分の割合 (5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。 （平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第10条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
	(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 <u>(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u> <u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用する</u>ことができない理由 <u>(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> <u>2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u> <u>3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎</u>

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
	年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出し て行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合 (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第10条の4</u> <u>法附則第16条の2第1項</u> (同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について<u>法附則第16条の2第6項</u> (同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が<u>令附則第12条の4第1項第3号</u>から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2) <u>法附則第16条の2第1項</u>に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 (3) 当該年度に係る賦課期日において<u>法附則第16条の2第1項</u> (同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される	(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) <u>第10条の6</u> <u>法附則第16条の4第1項</u> (同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について<u>法附則第16条の4第6項</u> (同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が<u>令附則第12条の6第1項第3号</u>から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2) <u>法附則第16条の4第1項</u>に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 (3) 当該年度に係る賦課期日において<u>法附則第16条の4第1項</u> (同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用するできない理由 (4) (略) 2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和7年度分及び令和8年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) (略) (5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなさ	場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用するできない理由 (4) (略) 2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) (略) (5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなさ

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
れた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。 <u>（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）</u> <u>第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u> <u>（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他のこれに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他のこれに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによ</u>	れた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。 （新設）

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
つて喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合には、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法 (2) 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合には、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	

江差町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこの品目のもの</u>	

コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）

所管：総務課防災生活係

◆事業の概要

柏町団地町内会は、平成23年2月に自主防災組織として防災部を設立し、自主防災に取り組んでいる。

当町内会は日本海沿岸に位置しており、津波浸水想定区域に隣接しているため、平時から避難路等の確保に努めなければならない地域であるが、高齢化が進み作業に苦慮している。

町においても町道等の除雪はこまめに行っているが、避難所周辺及び避難路の細部にまで行き届かないところがある。

このことから、町内会で除雪機を整備することで、上記の課題解決と災害発生への平時からの備えにつながる。

◆整備に関する概要

- ①整備内容 除雪機2基・ガソリン携行缶（20L）2個
- ②事業期間 令和7年5月～12月（予定）

◆事業実施に対する効果

本助成により除雪機を導入することで、緊急車両の通行及び指定避難所への避難経路を確保するほか、当防災部による雪かき活動を通して住民同士のつながりを強くし、雪害のみならず、他の自然災害に対しても、「自分たちの地域は自分たちで守る強い地域とする」体制を構築するとともに、災害時だけでなく年間を通じての安心安全なコミュニティ形成の一助とする。

◆予算情報

- ①事業費
1,500千円
- ②財源内訳
全額その他特定財源 ※一般財団法人自治総合センターより助成
- ③予算科目
(歳入) 19款：諸収入・6項：雑入・1目：雑入・2節：雑入
(歳出) 2款：総務費・1項：総務管理費・8目：住民運動対策費・
18節：負担金補助及び交付金

◆第6次総合計画との関係

- ①第3編第2章分野別施策
(17) コミュニティ (28) 消防・救急・防災
- ②基本方針

今後、地域課題を解決していくためには、地域のコミュニティが維持されている必要があります。コミュニティの確立に取り組み、地域による課題解決を促進します。

③具体的な施策

コミュニティ活動の促進・防災対策の推進



見積合せ状況調書

業 務 名	令和7年度 防災情報伝達システム整備委託業務	
業 務 場 所	江差町全域	
業 務 期 間	自：令和7年契約締結の日から 至：令和8年 3月31日	
見積合せ月日	令和7年 3月28日	
契 約 月 日	令和7年 4月 7日（予定）	仮契約
契 約 金 額	460,350,000円	予定価格 461,296,000円(税込)

【改札結果】

見積合せ参加者	見積合せ金額		摘要
	1回目	2回目	
(株)NTTデータ北海道	418,500,000		落札

※見積金額については税抜き価格。